

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局 長 米 山 篤 史

犯罪収益移転防止法における本人確認書類の取扱いについて

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 取引時確認の本人確認書類としての国民年金手帳の取扱いについて  
(令和4年3月31日 事務連絡)  
(概要) 令和4年4月1日以降、国民年金手帳に代えて基礎年金番号通知書なるが、既に交付されている国民年金手帳は、当分の間、本人確認書類として利用できる。  
① 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 新旧対照表  
(2) 実質的支配者情報一覧の写しの取扱いについて(令和4年3月31日警察庁事務連絡)  
(概要) 商業登記所で交付される実質的支配者情報一覧の写しは、法人の実質的支配者の本人確認書類として利用できる。ほか  
① 実質的支配者リストの写し(みほん)  
※(1)の①と(2)の①は全住協HPにも掲載。
2. 参考HP (1) 犯罪収益移転防止対策室(警察庁HP)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html)  
(2) 年金制度改正法(令和2年法律第40号)が成立しました(厚労省HP)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html)  
(3) 実質的支配者リスト制度の創設(令和4年1月31日運用開始)(法務省HP)  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00116.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)
3. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当: 原田  
TEL 03-3511-0611 以 上

不動産関係団体あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

### 取引時確認の本人確認書類としての国民年金手帳の取扱いについて

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により行う取引時確認において、特定事業者（同項に規定する特定事業者をいう。）が提示又は送付を受ける本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）第7条に規定する本人確認書類をいう。）には、国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条第1項に規定する国民年金手帳が規定されている。

令和4年4月1日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）中の国民年金法に係る改正規定が施行され、国民年金手帳が廃止されることを踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和4年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「改正命令」という。）により、規則第7条から国民年金手帳が削除される改正が同日に施行される。

なお、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和3年厚生労働省令第115号）附則第6条の規定により、この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳は、当分の間、基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなされることを踏まえ、改正命令附則第2項により、改正命令による改正後の規則第7条の適用については、当分の間は、改正命令の施行の際現に交付されている国民年金手帳を規則第7条第1号ハに掲げる書類とみなすこととされた。

貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。

改正後	改正前
<p>(信託の受益者から除かれる者に係る契約)</p> <p>第三条 令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第十八条第二号において「存続厚生年金基金」という。）が締結する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条の二第一項及び第二項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号及び第五号へに規定する信託の契約、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が締結する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定による</p>	<p>(信託の受益者から除かれる者に係る契約)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第十八条第二号において「存続厚生年金基金」という。）が締結する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条の二第一項及び第二項（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号及び第五号へに規定する信託の契約、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が締結する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定による</p>

りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第五十九条の二第一項及び第二項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第三十六條の三第一項第一号及び第五号へ並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十六条の二第二項において準用する改正前厚生年金保険法第三十条の二第二項に規定する信託の契約、企業年金連合会が締結する確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の二十五において準用する同法第六十六条第一項の規定による同法第六十五条第一項第一号及び同法第九十一条の二十五において準用する同法第六十六条第二項に規定する信託の契約、国民年金基金が締結する国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項並びに国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第一号及び第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約、国民年金基金連合会が締結する国民年金法第三十七条の十五第四項並びに国民年金基金令第五十一条第一項において準用する同令第三十条第一項第一号及び第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約並びに年金積立金管理運用独立行政法人が締結する年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）第二十一条第一項第三号に規定する信託の契約

（本人確認書類）

りなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第五十九条の二第一項及び第二項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第三十六條の三第一項第一号及び第五号へ並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十六条の二第二項において準用する改正前厚生年金保険法第三十条の二第二項に規定する信託の契約、企業年金連合会が締結する確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の二十四において準用する同法第六十六条第一項の規定による同法第六十五条第一項第一号及び同法第九十一条の二十四において準用する同法第六十六条第二項に規定する信託の契約、国民年金基金が締結する国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項並びに国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第一号及び第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約、国民年金基金連合会が締結する国民年金法第三十七条の十五第四項並びに国民年金基金令第五十一条第一項において準用する同令第三十条第一項第一号及び第五号へ並びに第二項に規定する信託の契約並びに年金積立金管理運用独立行政法人が締結する年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）第二十一条第一項第三号に規定する信託の契約

（本人確認書類）

第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）

に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

〔イ・ロ 略〕

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

〔ニ・ホ 略〕

〔二〇四 略〕

第七条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

〔ニ・ホ 同上〕

〔二〇四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

1 この命令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下この項及び次項において「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。ただし、第三条第八号の改正規定は、改正法附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（同年五月一日）から施行する。

### (経過措置)

2 この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下この項において「新規規則」という。）第七条の規定の適用については、この命令の施行の際現に交付されている国民年金手帳（改正法第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により、同令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができるとみなされる間は、新規規則第七条第一号ハに掲

げる書類とみなす。

原議保存期間3年  
(令和7年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

警察庁丁組企発第43号  
事務連絡  
令和4年3月31日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

## 実質的支配者情報一覧の写しの取扱いについて

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号。以下「実質的支配者情報一覧規則」という。）の施行に伴い、令和4年1月31日より、株式会社（特例有限会社を含む。以下同じ。）からの申出により、商業登記所の登記官が、当該株式会社が作成した実質的支配者情報一覧（実質的支配者情報一覧規則第4条第1項第1号に規定する実質的支配者情報一覧をいう。以下同じ。）について、所定の添付書面により内容を確認し、その保管及び登記官の認証文付きの写し（見本は別添のとおり。以下「実質的支配者情報一覧の写し」という。）の交付をする制度が開始されています。

実質的支配者情報一覧の写しについて、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収法施行規則」という。）における取扱いは下記のとおりです。

各省庁におかれましては、この点適切な取扱いが行われるよう、所管する特定事業者にも周知していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、法務省及び金融庁と協議済みです。

### 記

#### 1 実質的支配者情報一覧の写しの本人確認書類への該当性

実質的支配者情報一覧の写しについては、「(商号)」及び「(本店)」欄の記載があることをもって、犯収法施行規則第7条第2号ロに規定する「当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載がある」との要件を満たすものと解されます。

したがって、実質的支配者情報一覧の写しについては、特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限り、申出会社（実質的支配者情報一覧規則第2条第1号に規定する申出会社をいう。）の本人確認書類に該当します。

## 2 実質的支配者情報一覧の写しの議決権の保有状況を示す書類への該当性

犯収法施行規則第14条第3項は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第2項の規定による同条第1項第4号に掲げる事項(法人顧客の実質的支配者の本人特定事項)の確認の方法として、資本多数決法人の場合については、「株主名簿、金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書その他これらに類する当該法人の議決権の保有状況を示す書類」(以下「法人顧客の議決権の保有状況を示す書類」という。)又はその写しを確認し、かつ、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法を規定しています。

この点、実質的支配者情報一覧の写しについて、実質的支配者情報一覧規則第4条第1項第2号の規定により実質的支配者情報一覧の保管等の申出書(実質的支配者情報一覧規則第3条第1項に規定する申出書をいう。以下同じ。)に添付された書面が、同号イ又はハに掲げる書面である場合には、法人顧客の議決権の保有状況を示す書類に該当しますが、同号ロに掲げる書面である場合には、これに該当しません。

なお、申出書に添付された書面が同号ロに掲げる書面であるか否かについては、当該実質的支配者情報一覧の写しの「実質的支配者該当性の添付書面」欄により確認が可能です。

### 【連絡先】

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

法令・企画係

電話 03-3581-0141 (内線4937、4938)



# 実質的支配者リストの写し (みほん (2 / 2))

実質的支配者情報番号：●●●●-●●●●-●●●●●●●●

(別紙)

(日本産業規格A列4番)

